

(写)

教 義 第 6 7 号
令和2年(2020年)4月14日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

学校行事の取扱いについて(通知)

このことについては、令和2年(2020年)3月27日付け教健体第1096号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について」において、運動会(体育祭)や文化祭等の実施に当たっては、学校再開後の状況等を踏まえ、改めて通知することとしたところです。

本道においては、依然として新型コロナウイルス感染症の流行が終息していないことから、各学校においては、継続して「3つの密」(密閉空間、手の届く距離、近距離での会話)を避けるなど、感染症対策を徹底した上で、安全に教育活動を実施することが重要です。

つきましては、子どもたちの健康・安全を第一に考え、次のとおり学校行事の取扱いを示しますので、適切に対応するようお願いします。

記

- 1 体育的な行事(運動会、体育祭等)、修学旅行、宿泊研修などの宿泊を伴う行事、文化的行事(学校祭等)については、当面の間、実施を見合わせる。
- 2 遠足などの日帰りの行事については、その必要性を考慮し、実施時期を十分に検討した上で実施する。また、バス等による移動に際しては、全員がマスクを着用し、余裕をもって座れるようにするとともに、車内の換気に十分留意する。

なお、目的地においても、「3つの密」を避けるなど、感染症対策を徹底した上で実施する。

高 校 教 育 課 高 校 教 育 指 導 係
義 務 教 育 課 義 務 教 育 指 導 係
特 別 支 援 教 育 課 特 別 支 援 教 育 指 導 係
健 康 ・ 体 育 課 健 康 ・ 体 育 指 導 係